

農中総研 調査と情報

2022.11 (第93号)

■ レポート ■

● 農林水産業 ●

肉用牛肥育経営の悪化を受けた子牛価格の急落	長谷川晃生	2
地理的な偏りがあったウッドショックの影響	安藤範親	4
木材自給率は2年連続で4割維持もわずかに低下	多田忠義	6
米国における違法・無報告・無規制漁業の対策	田口さつき	8
地域活性化に貢献する多可町地域商社RAKUの取組み	尾中謙治	10
農地中間管理事業開始以後の宮田方式 (1)		
—農地利用の権利に焦点を当てて—	若林剛志	12
農地中間管理事業開始以後の宮田方式 (2)		
—農作業受委託に焦点を当てて—	若林剛志	14

● 農漁協・森組・協組等 ●

JA間連携による課題解決と共同利用施設の有効利用		
—JAレーク伊吹とJA北びわこによる育苗での連携—	尾高恵美	16

● 環境・デジタル ●

SDGs時代を切り開くブルーカーボンとカーボン・クレジット		
—気候変動対策と生物多様性保全—	梶間周一郎	18

■ 寄稿 ■

不安定化する「国境」、漁場確保に苦心する「日本漁船」		
北海道大学大学院 水産科学研究院 准教授 佐々木貴文		20

■ 現地ルポルタージュ ■

スロベニア国際農業・食品見本市「AGRA2022」に参加して	柳田 茂	22
--------------------------------------	------------	----

■ 最近の調査研究から ■

当社の定期刊行物に掲載された論文を紹介するコーナー		24
---------------------------------	--	----

■ あぜみち ■

なぜ? 「佐伯型循環林業」		
佐伯広域森林組合 代表理事組合長 戸高壽生		26

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

肉用牛肥育経営の悪化を受けた子牛価格の急落

主席研究員 長谷川晃生

肉用牛経営を巡る環境が悪化している。配合飼料価格は、2020年度下期から上昇している。一方、和牛の枝肉相場は、コロナ禍当初の急落から回復したが、22年は横ばい圏内で推移している(第1図)。

1 肥育経営悪化の長期化が懸念

国の肥育経営に対する支援制度である肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)は、標準的販売価格(粗収益)が標準的生産費(生産コスト)を下回った場合、肥育生産者に対し、その差額の9割を交付するものである。都道府県別に1頭当たりの標準的販売価格と標準的生産費が月次で公表されている。肉専用種の販売価格と生産費の差額は、今年度は6月の販売分まではプラスで、牛マルキンの交付はなかった。7月は北海道、山梨の2道県、8月は35都道県がマイナスになった。

多くの産地で収益が悪化した要因として、肥育経営費の6割を占めるもと畜費の変動が挙げられる。コロナ禍当初に子牛価格は急落

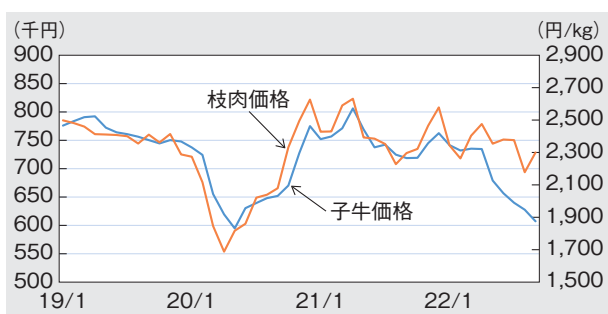
した(第1図)。21年後半から22年初めにかけでは、その頃に導入した子牛が出荷時期を迎えたとみられ、その後は、子牛価格が回復後の導入分が出荷されるため、生産コストが上昇した。

19年以降の北海道等の主産地における差額をみると(第2図)、コロナ禍での枝肉相場の急落等で、一時的にマイナスもあった。20年度下期から21年度末まで、子牛価格はコロナ禍前と近い水準で推移した。もと畜導入時点の子牛が10ヵ月齢で、出荷は30ヵ月齢と仮定すると、23年後半の販売分までは、もと畜費が高い子牛の出荷が継続するとみられる。また配合飼料価格が高騰するなかで、枝肉相場が大きく好転しなければ、肥育経営の収益悪化が長期化する懸念がある。

2 子牛価格は22年度に入り急落

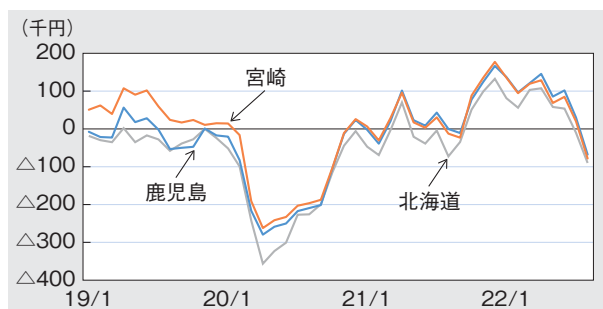
肥育経営は先行き不透明感が強く、配合飼料等の様々な生産資材の価格上昇により追加的な負担が発生し、資金余力が小さくなるなかで、もと畜費を抑制する動きが、子牛相場

第1図 黒毛和種の子牛価格、和牛枝肉の卸売価格の推移



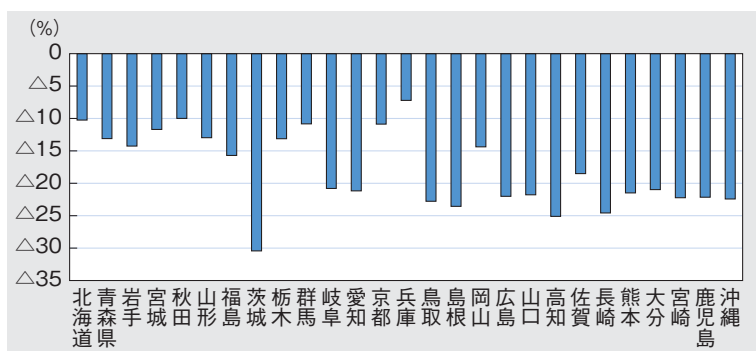
資料 独立行政法人農畜産業振興機構Webサイト
(注) 1 子牛価格は機構の集計結果で、雌雄の平均価格。集計対象変更のため、21年3月までと4月以降ではデータが不連続。
2 枝肉価格は東京市場の和牛去勢A4。

第2図 牛マルキンにおける標準的販売価格と標準的生産費の差額の推移



資料 第1図に同じ
(注) 主要産地である北海道、鹿児島、宮崎のみ掲載。

第3図 黒毛和種の子牛価格の増減率(2022年1～9月)



資料 第1図に同じ

(注) 1月と9月のデータ比較が可能な都道府県のみ掲載。

に連動している。

第1図に示すように、22年度に入り黒毛和種の子牛価格の低下幅が拡大している。22年9月は全国平均で607,107円となり、同年1月に比べて18%低下した。

年初からの子牛価格の増減率は、比較可能な27道府県全てでマイナスとなり(第3図)、最も下落幅が大きいのは茨城(△30%)で、下落幅が小さいのは兵庫(△7%)であった。地域別にみると、北海道・東北は全国平均に比べて下落率が小さい。一方、九州・沖縄は佐賀を除いて2割超のマイナスとなった。

九州・沖縄は他産地への子牛供給を担っているが、他産地の肥育経営体のなかには、経営環境が厳しくなるなかで、輸送費削減のため、近隣市場からの調達意欲が高まったこと等が影響したもの^(注)とみられる。

3 大規模化した繁殖経営に打撃

国のクラスター事業により繁殖経営の規模拡大が進展し、16年以降、繁殖雌牛の飼養頭数は増加した。繁殖経営は同事業に伴う積極

(注) 全国合計の肉用種の出生頭数に占める九州・沖縄の割合は52%、北海道・東北は30%。全国合計の肥育用肉用種の飼養頭数に占める九州・沖縄の割合は40%、北海道・東北は30%である。両者の割合の差が九州・沖縄で大きいことから、北海道・東北に比べ自地域以外への子牛供給割合が高いものと推察される。

投資で償還負担が増加し、また規模拡大を進めるなかで、粗飼料調達が自給中心から購入へとシフトしたことで、飼料高の影響を受けやすい経営構造にあると考えられる。

さらに、子牛価格急落は、繁殖経営だけでなく、酪農経営にも影響が及んでいる。受精卵移植による和牛子牛の生産は重要な収入源である。

酪農経営は生産抑制、飼料高騰で経営が厳しく、子牛相場低迷でさらなる悪化が懸念される。

4 国の支援に期待

繁殖経営向けには、肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格(黒毛和種は541,000円)を下回った場合、補給金を交付する肉用子牛生産者補給金制度がある。これとは別に、子牛価格下落を受けて、国は22年6月～12月の緊急措置として、優良肉用子牛生産推進緊急対策を実施している。全国平均価格(月別)が、発動基準(60万円ないし57万円)を下回った場合に、年内に経営改善に取り組む生産者に販売頭数に応じた奨励金(60万円の場合、1万円/頭)を交付するものである。

また、コロナ禍で枝肉相場の下支えとなってきた和牛肉保管在庫支援緊急対策事業は、22年10月末までの保管分が対象だったが、23年2月末まで延長され、国は23年度以降の後継策を検討するとしている。さらに、枝肉相場の安定という点では、22年10月上旬からの訪日外国人の入国制限撤廃を受けてインバウンド需要が期待できる。

こうした国の対策が肉用牛経営体の経営環境の改善にどのように寄与していくのか、引き続き注目していく必要がある。

(はせがわ こうせい)

地理的な偏りがあったウッドショックの影響

主任研究員 安藤範親

1 ウッドショックの影響に地域差

21年春に需給のひっ迫によって木材価格が急騰しウッドショックが発生した。コロナ禍からの住宅需要の回復傾向を受けて国内の木材需要が高まりつつあったなか、米国を中心とした木材需要の拡大と世界の港湾物流の機能不全などの影響を受けて木材輸入が滞った。その結果、国産材の需要が高まり、同年の用材生産量は、2,413万^mと前年比9.8%上昇した。一方、国内の木材価格をみると、その上昇幅に地域差がみられた。^(注1)地域差が生じた理由について、当社が22年2～3月に98組合を対象に実施した「第34回森林組合アンケート調査」と、同年4～5月にかけて実施したアンケート後のヒアリング調査から考察する。

2 大規模加工場等の有無が影響

ウッドショックによる森林組合の事業への影響の有無について質問した結果(第1表)、「影響があった」が72%、「影響はなかった」が28

%と、7割強の組合で影響があった。地域別にみると、「影響があった」組合の割合が全国値を上回った地域は、九州・沖縄、四国、東北の順であった。

さらに、「影響があった」と回答した組合の21年(1～12月)の主要事業(販売、加工、森林整備)の収益(売上高)と素材生産量を、前年の同期間(=100)と対比した。その結果(第2表)、「影響があった」組合は、「販売収益」が114、「加工収益」が116、「森林整備収益」は100、「事業総収益」は108、「素材生産量」は104とほとんどの項目が増加していた。^(注2)一方、「影響はなかった」と回答した組合は、「販売収益」が101、「加工収益」が89、「森林整備収益」は98、「事業総収益」は100、「素材生産量」は102であった。「影響があった」組合で販売と加工の収益が大きく伸びて事業収益に貢献した一方で、「影響はなかった」組合では、販売収益の伸びは小さく、加工収益が落ち込む結果となった。「影響があった」組合について、地域別に収益への

第1表 新型コロナウイルスの流行による森林組合の事業への影響(n=98、単回答)

	影響があった	影響はなかった
全国	72%	28%
北海道	50%	50%
東北	80%	20%
関東・東山	71%	29%
北陸	50%	50%
東海	60%	40%
近畿	54%	46%
中国	70%	30%
四国	90%	10%
九州・沖縄	95%	5%

資料 農林中金総合研究所「第34回森林組合アンケート調査結果」、第2表同じ。

第2表 「影響があった」と回答した組合の主要事業の21年(1月～12月)の前年同期比(n=71)

	販売収益	加工収益	森林整備収益	事業総収益	素材生産量
全国	114	116	100	108	104
北海道	104	122	106	110	103
東北	125	131	99	111	101
関東・東山	120	118	94	111	107
北陸	95	96	102	103	90
東海	99	-	103	104	96
近畿	109	109	98	102	101
中国	98	93	102	102	95
四国	107	110	89	101	108
九州・沖縄	128	122	99	113	112

(注) 地域別の数値が全国値を上回る場合、背景をグレーで色付けし強調した。

影響についてみると、事業総収益が全国値を上回った地域は、北海道、東北、関東・東山、九州・沖縄であり、収益への影響に地域差がみられた。なかでも、北海道、東北、九州は国産材の地域別素材生産量の上位3地域である。

ウッドショックでは、間柱や管柱、正角などに用いられる一般流通材のほか、小角、小割などの一部製品の輸入量が減少した。特に一般流通材は、原木入荷量の多い大規模な製材工場で生産されている。アンケート後のヒアリング調査からも、素材生産量の多い地域と少ない地域、また、大規模な製材や合板などの加工場の立地、一般流通材を加工する製材工場の有無などが影響を与えたことがわかった。そのため、役物を中心とした製材工場が多い地域ではその影響が小さかった。

3 「影響があった」地域の背景

北海道は、ウッドショックによる製材等の製品価格上昇が加工収益の増加に寄与したと考えられる。一方、販売収益については、増加はしたものの全国値を下回った。本州や九州はスギやヒノキが主たる樹種であるが、北海道はカラマツやトドマツが多い。スギやヒノキと比べてカラマツやトドマツの価格上昇幅が小さかったことなどが、販売収益が全国値を下回った背景にあると考えられる。なお、北海道は、加工事業をもたない組合の8割が組合の事業にコロナ流行の「影響はなかった」

(注1) 農林水産省の木材価格統計調査から、スギ中丸太(径24~28cm)の21年1月と同年7月の価格を地域別に比較すると、例えば宮崎県は51%ptの上昇であったが福島県は0%ptと変化がなかった。

(注2) 数値は、外れ値を除外した平均値を採用した。外れ値は四分位範囲を使用して算出を行い、ある一定の数よりも小さい、もしくは大きい数を外れ値とした。

(注3) 農林水産省の木材価格統計調査から、スギ正角(KD10.5角3m)の21年7月の価格を地域別に比較すると、例えば東京都は福岡県よりも価格が1.4倍高かった。

と回答したことから、同地域では、加工事業の有無がその収益を通じてウッドショックの影響への回答につながったと考えられる。

関東・東山は、関東が全国の住宅着工戸数の3分の1を占めており、国内最大の木材需要地である。ウッドショックによる製品価格^(注3)の上昇においては、関東の製品価格が最も上昇したことなどが同地域の収益の増加に寄与したと考えられる。

東北は、合板工場の需要が多い地域である。同地域では、他地域から遅れて21年後半から価格と需要が上昇した。その背景には、ウッドショックによって製材向け国産材の供給量が増加したことで、合板工場も集荷力を強化するために年後半から買付価格を上げたこと、ロックダウンや国際物流の混乱・遅延により合板製品の輸入量が減少したことで、その代替として国産合板の需要が徐々に高まったことなどがある。

最後に、九州・沖縄は販売、加工の収益が最も上昇した。この地域は、ウッドショックで供給が滞った輸入材と競合する国産一般流通材を取り扱う大規模製材工場が多いことが製品価格の上昇とそれに伴う販売、加工収益の増加に影響したと考えられる。

4 求められる国産材供給能力向上

ウッドショックは、全国一様に影響があったわけではなく、その影響には地理的な偏りがみられた。足元では、木材価格が21年末ごろから徐々に下落し地域差は解消する傾向にある。また、輸入量の回復に伴って輸入木材製品の国内在庫が滞留するなど供給不安は解消している。一方で、ロシアのウクライナ侵攻による影響で、同国からのチップや丸太、短板などの特定品目の輸入が停止しているほか、円安の進展などから輸入コストが上昇している。輸入品の調達不安は尽きず、今後も国産材供給能力向上への期待は高まるだろう。

(あんどう のりちか)

木材自給率は2年連続で4割維持もわずかに低下

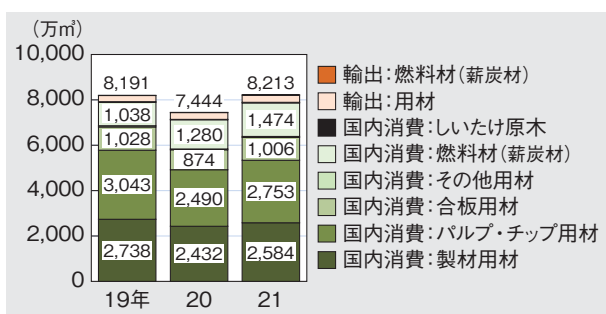
主事研究員 多田忠義

2021年の木材需給表が22年9月末に公表された。20年に先送りされた住宅需要が顕在化したほか、燃料材需要が一段と拡大したことを受けて、木材需要量は、過去10年で2番目に多かった。一方、木材自給率は、2年連続で4割を維持したものの、燃料材自給率の低下により、11年連続の上昇とはならなかった。以下では、これらの詳細を説明する。

1 木材需要量は増加も用材需要量はコロナ禍以前の水準に回復ならず

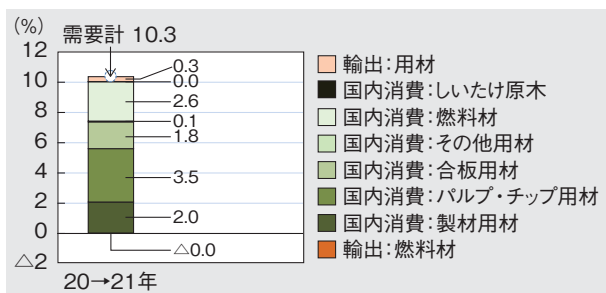
21年の木材需要量は8,213万[㎡]（第1図）で、過去10年でみると、18年の8,248万[㎡]に次いで高い水準であった。この内訳は、製材用材が2,584万[㎡]、パルプ・チップ用材が2,753万[㎡]、燃料材が1,474万[㎡]、合板用材が1,006万[㎡]、その他用材が47万[㎡]であった。木質バイオマス

第1図 木材需要量の内訳



資料 農林水産省「木材需給表」、以下同じ

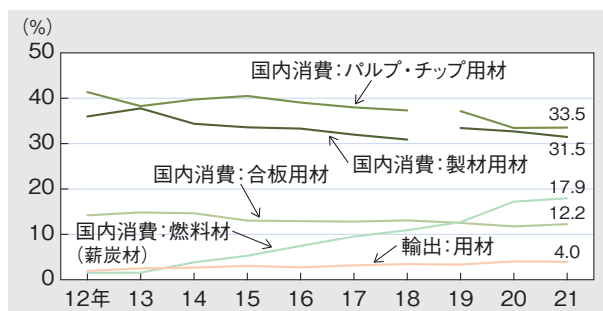
第2図 木材需要量の増減要因



発電所の稼働数増加による需要拡大により、燃料材需要量は増加した。この増減率を20年比で計算すると、木材需要量は10.3%増で、内訳は、パルプ・チップ用材が3.5ポイント増、製材用材が2.0ポイント増、合板用材が1.8ポイント増と、20年の需要低迷から回復したことがわかる(第2図)。ただし、COVID-19が拡大する前の19年比で増減率を計算すると、木材需要量は0.3%増で、内訳は、パルプ・チップ用材が3.5ポイント減、製材用材が1.9ポイント減、合板用材が0.3ポイント減と、用材需要量はコロナ禍以前の水準を回復できていない。一方で、燃料材は20年比で2.6ポイント増、19年比で5.3ポイント増と、木質バイオマス発電所の稼働開始に対応した需要増が継続している。

次に、木材需要量に占める各需要部門の割合(シェア)をみると、製材は31.5%と前年から1.2ポイント低下した(第3図)。この原因は、COVID-19が引き起こした木材需給の混乱「ウッドショック」により、輸入製材品が不足したためと考えられる。一方で、合板(12.2%、0.5ポイント上昇)と燃料材(17.9%、0.7ポイント上昇)のシェアが拡大した。特に燃料材は、14年以降7年連続でシェアが拡大し、国内の木材需要量の2割弱に達している。なお、パル

第3図 木材需要の主な部門別シェア



(注) 燃料材(薪炭材)について、13年以前は薪炭材、14年以降は燃料材である。製材用材、パルプ・チップ用材、その他の用材は、19年以降とそれ以前で集計項目に変更がある。

プ・チップと輸出向け用材のシェアはそれぞれ33.5%、4.0%で前年から変わらなかった。

また、輸出向けの木材需要量の内訳をみると、用材は325万㎡で、前年から24万㎡(0.3ポイント)増加した。(第1、2図)。財務省「貿易統計」によれば、フィリピン向けの製材(HSコード4407、4413)と合板等(同4412)の輸出量に増加がみられたが、そのほとんどは、国内大手住宅メーカーの加工工場向け輸出が拡大したためとみられ、日本に再度輸入されていることから実質的には輸出量は増えていない。なお、輸出向けの用材シェアは4.0%で前年と変わらなかった(第3図)。

2 木材自給率は0.7ポイント低下、用材自給率は11年連続で上昇

21年の木材自給率(木材需要量に占める国内生産量の割合、第4図)は41.1%と2年連続での4割超だったが、20年からは0.7ポイント低下した。主な低下要因は、燃料材の輸入量増加によるものである。実際、燃料材自給率(燃料材需要量に占める国内生産量の割合)は63.4%と20年から6.3ポイント低下し、14年以降で2番目に低かった。一方で、ウッドショックによって急減した用材輸入量がコロナ禍以前の水準に回復しきれていないなか、国内の用材供給量が一段と増加したため、用材自給率は35.9%となり、11年連続で上昇した。

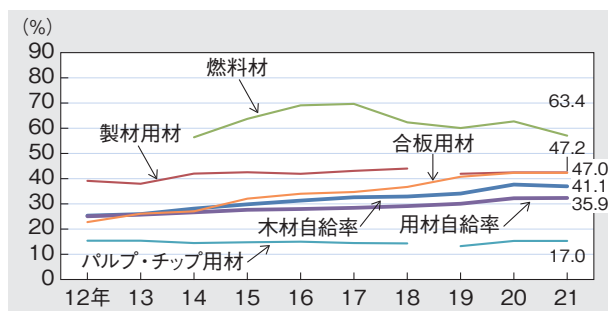
なお、20年の国内における素材生産量は3,372万㎡、このうち用材は、2,413万㎡と20年の2,381万㎡を上回り、94年以来27年ぶりに2,400万㎡台に達した(第5図)。また、燃料材は935万㎡と、素材生産量の28%を占める。

3 木材需給の見通し

世界の木材需給に大きな影響をもたらしているロシアによるウクライナ侵攻は、日本の木材輸入量の減少や輸入材価格の高騰を招き、輸入材から国産材への転換等を通じて用材自給率の上昇や素材生産量の増加をもたらしているが、侵攻が長期化していることをふまえば、用材自給率はもう一段と上昇し、素材生産量も増加するであろう。

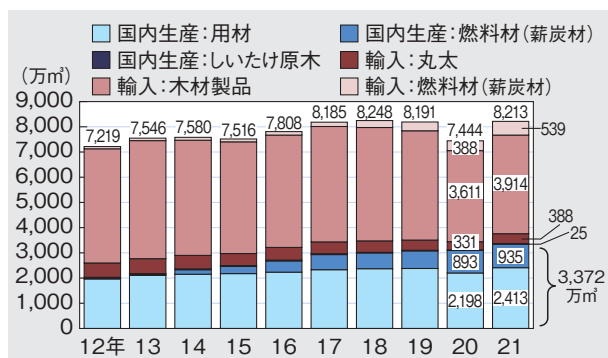
しかし、国内の住宅需要に目を転じると、

第4図 木材自給率の推移



(注) 第3図に同じ

第5図 木材供給量の内訳



緊急事態宣言等で先送りされていた住宅着工の受注残が概ね解消し、住宅資材・設備価格の高騰を受けて、注文住宅を中心に着工戸数が減少し続けている。このため、以前に比べ製材や合板需要が伸び悩むことは避けられない。また、製材・合板工場における生産能力は近年ほとんど変わっておらず、乾燥能力を中心に、国内の用材加工能力に限界もみえつつある。こうした理由から、国産材丸太の供給拡大が原木価格の下押し圧力になることも考えられるため、国産材の需要先確保に加え工場の生産能力増強が急務である。

また、国際通貨基金(IMF)は2022年10月、2023年以降の経済成長見通しを下方修正し、景気先行きは思わしくない。当面、日本経済は円安進行を受けてグローバル企業を中心に増益が予想されるため底堅く推移する見込みだが、世界経済が減速すれば、木材需要の一時的な縮小は避けられない。21年に直面したウッドショックの二の舞とならぬよう、流通過程での適正な在庫量確保や情報共有などの課題の解決にも取り組む必要がある。

(ただ ただよし)

米国における違法・無報告・無規制漁業の対策

主任研究員 田口さつき

1 国が違法・無報告・無規制漁業と戦う

米国では、違法・無報告・無規制漁業(以下、IUU漁業)と戦うことは、国の役割である。水産資源管理の根拠法であるMagnuson-Stevens Fishery Conservation and Management Actの第2章のなかで、商務長官等にIUU漁業と戦うために様々な責任を負わせている。

まず、商務長官はIUU漁業を定義する指針を作成することとなっている(16 U.S.C. 1826j(e))。そして、あらゆる国家の排他的経済水域の外で、IUU漁業を行っている者あるいは漁船が所属している国家を商務長官は識別し、同国家と米国大統領にその旨を伝えることが義務付けられている(16 U.S.C. 1826a(b) (1) ^(注1) (B))。最初の報告の後、商務長官は現在もIUU漁業を行っていると信じる理由がある場合、同国家と米国大統領に再度その旨を連絡する。これを受けて30日間までに大統領は同国家とIUU漁業を即時に終えるよう協定を結ぶための協議に入る。それから90日間までに満足のいく合意が得られない場合は、大統領が同国家から水産動植物、水産加工品等を輸入することを禁止することを財務長官に指示する。この指示から45日間までに財務長官が輸入禁止措置を講じる。

また、商務長官は国務長官と協議の上、IUU漁業国の水産物の輸入禁止などを含む制裁やIUU漁船の監視の強化などの行動に向け、米国が所属する国際的な水産資源管理機関に働きかける(16 U.S.C. 1826i(1) (A))。

2 違法・無報告・無規制漁業とは

米国では、IUU漁業を現在以下のように定義している(50 CFR § 300.201^(注2))。

(1) 米国が締結している国際的な水産資源管理協定の当事者(の行為)である場合、漁獲制限や割当量、漁獲能力の制限、混獲減少に必要な事項、サメの保全措置やデータの報告などを含む、国際的な水産資源管理協定のもとで求められる保全及び管理のための措置を侵害する漁獲行為

(2) 米国が締結している国際的な水産資源管理協定の当事者(の行為)でない場合、同協定のもと管理されている水産資源の保全を損ねるであろう漁獲行為

(3) 適用できる国際的な保全や管理の措置がない場合、あるいは、適用できる国際的な水産資源管理機関や協定がない地域において、米国が割り当てた水産動植物の種・群に有害な影響を与える過剰漁獲

(4) 適用できる国際的な保全や管理の措置がない場合、あるいは、適用できる国際的な水産資源管理機関や協定がない地域において、国家の管轄を超えた水域に位置する海山、熱水噴出孔、冷水性サンゴ、そのほか脆弱な海洋生態系に有害な影響を与える漁獲行為

(5) 米国の海域で行われる、米国の許可のない外国籍漁船による漁獲行為

3 米国議会の動き

米国海洋大気庁は2019年の報告書で米国議

会に国際的水産資源管理の向上に関する報告書を提出し、中国船籍のIUU漁業や、中国政府は認めていないものの中国船籍らしき漁船のIUU漁業について伝えている。

2022年4月12日に米国議会調査局は「世界の水産資源の収奪における中国の役割」という報告書^(注3)を発表した。

同報告書は、多くの米国議員の中国漁業への関心にこたえるために作成され、その題のごとく、中国はIUU漁業の責任を負うべき主要な国と指摘している。

また、中国漁船は、南シナ海、黄海、日本海といった近隣諸国の海域や南米沖、西部及び中部太平洋、南東大西洋、アフリカ沖インド洋でIUU漁業をしてきたとしている。

中国政府は、1986年漁業修正法で、漁業者に漁船を所有し、操業する権利を認めた。なお、同報告書によると、中国の漁業への補助金は欧州連合、米国、韓国、日本、ロシアよりはるかに大きい。中国政府は漁業のなかでも、養殖業と遠洋漁業を推進しており、それは中国の沿岸漁業において過剰漁獲と生息域の環境悪化により生産性が下がったことが原

因とされているほか、一帯一路も無関係ではない。

同報告書のなかで日本に関連する記述もある。例えば、尖閣諸島である。また、多くの中国漁船が北朝鮮海域でスルメイカを対象にした漁業を行い、この影響からか、韓国海洋研究所の報告書によると、韓国漁業者によるイカの漁獲量は2014年の163,886トンから2018年には、46,274トンに減少した。なお、農林水産省の海面漁業生産統計調査によると、日本のスルメイカ漁獲量は、2014年には172,688トンであったが、2018年は47,712トンである。

4 米国議会の方向性

同報告書は、米国議会に、主に以下の論点を挙げている。まず、IUU漁業の定義には人身取引や国境を越えた犯罪が含まれていないものの、IUU漁業を行っている漁船はこれらの非合法活動を犯している可能性があるので、人権などに関連する機関と連携してIUU漁業と戦う努力を行うことを示している。

次に、米国に輸入される水産物の履歴の改善である。なお、価額において、米国で消費される水産物の90%以上が輸入品であり、その11%がIUU漁業によるものという推計がある。

また、国際的な協定の活用という観点で、WTO交渉で漁業への補助金について協議することを示唆している。さらに新しい地域漁業管理機関の創設についても触れている。これらに加えて、多国間や二国間で米中が世界の水産資源の管理を一緒に行うことも言及されている。

(たぐち さつき)

(注1) 大規模流し網もIUU漁業と同様に扱われる。

(注2) 2001年に国連食糧農業機関がIUU漁業の対策を取りまとめた「国際行動計画」を発表し、そのなかでIUU漁業の定義をしているが、米国はその定義に加え、さらに独自の定義をしている。Food and Agriculture Organization of the United Nations (2001), International Plan of Action to Prevent, Deter and Eliminate Illegal, Unreported and Unregulated Fishing, <https://www.fao.org/3/y1224e/Y1224E.pdf>

(注3) Congressional Research Service (2022), China's Role in the Exploitation of Global Fisheries: Issues for Congress, <https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R47065>

地域活性化に貢献する多可町地域商社RAKUの取組み

主任研究員 尾中謙治

1 地域商社RAKUの設立経緯

兵庫県多可町の地域商社RAKUは、町の外郭団体「多可町ふるさと交流協会」の内部組織として2020年4月に設立された(22年10月頃に町100%出資の株式会社に組織変更)。設立のきっかけは、2018年7月から多可町の地域おこし協力隊となった寺川敏博氏の町への提案であった。

多可町の人口は2万人弱、総面積は185.19km²、うち山林面積79.8%、宅地2.8%、田畑8.1%という中山間地域である。全国の地方が抱える少子高齢化、人口減少にも直面しており、日本創成会議が発表した「消滅可能性都市」にも該当していた。一方で、多可町は「敬老の日」や「山田錦」「杉原紙」の発祥の地であり、ラベンダーや播州百日どりをはじめとする様々な特産品が数多くある町でもあった。

このような多可町において、寺川氏は前職の営業・コンサルティングスキルを生かすことによって、質の高い魅力的な多可町の農産物や特産品などの販路を新たに開拓することができ、今まで以上の収益を獲得することが可能であると考えた。そして、それは生産者にも所得の向上として還元され、持続可能な地域資源への再投資や新たな特産品の開発の促進、さらには多可町自体の認知度の向上にもつながると考えた。

寺川氏より提案を受けた商工観光課も、以前から地域の活性化や町の知名度の向上にあたって地域商社の必要性を感じていた。町自体が地域商社的な活動をするのは、職員の異動による事業の継続や個別事業者への働きかけが難しいことなどの課題があることから、商工観光課は外部組織の誕生を期待していた。寺川氏の提案はそれを実現するもので、

寺川氏と商工観光課は二人三脚で、役場内の関係者や町会議員に地域商社の説明を積極的に行っていった。その結果、19年4月から寺川氏は、地域おこし協力隊として地域商社に関連する取組み(特産品の販路開拓など)を開始することとなった。

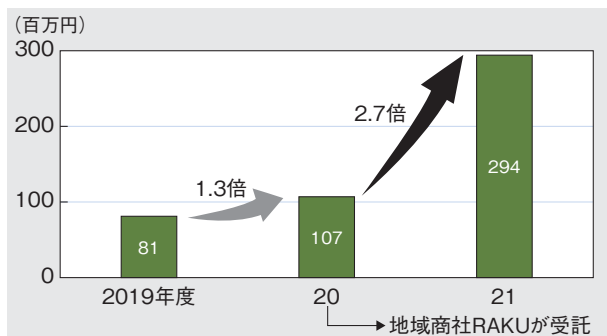
2 事業概要

地域商社RAKUは、21年4月から指定管理者として管理を行っている「エアーレーベン八千代」(多可町の豆腐や特産品の販売、豆腐作りなどの体験ができる施設)の2階に事務所を構えて活動している。当事務所は地域おこし協力隊の拠点も兼ねている。

現在の地域商社RAKUの事業は大別すると、①特産品事業(ふるさと納税ECサイトの運用・管理・新商品登録開発、特産品の販路拡大[ECサイト運営・展示会反響営業等]、新商品開発、マーケティングリサーチ)、②定住促進事業(空き家バンクの運用・管理、所有者・移住者対応、空き家のリノベーション企画・利活用提案、関係人口創出)、③観光事業(町内施設の活性化、観光プランニング、プロモーション)の3つである。観光事業は現在のところ企画段階で、具体的な取組は行われていない。

スタッフは寺川氏を含めて6名、うち4名が現役の地域おこし協力隊、1名はアルバイトである。寺川氏は地域商社RAKUの代表としてすべての事業を統括し、エアーレーベン八千代の支配人も務めている。商社内の地域おこし協力隊4名には、「特産品・ふるさと納税」「特産品販売・マルシェ」「空き家利活用と移住定住業務」という担当が割り振られている。

第1図 ふるさと納税寄附金額の推移



資料 地域商社RAKU資料より作成

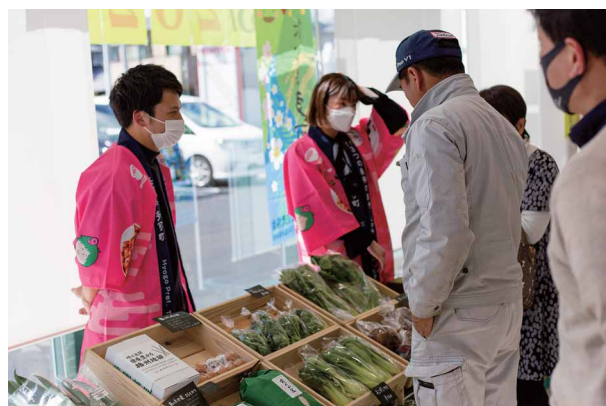
3 特産品事業

当事業の開始にあたって、寺川氏は町内の多数の事業者を訪問して、事業所の困りごとに対するヒアリングを行った。また、事業者に対しては、耳慣れない地域商社事業について丁寧に説明する必要があった。

特産品事業の収益の柱である特産品の販路拡大業務は、販売金額に対して一定率を乗じた金額を町から委託手数料として受け取る成功報酬の形態である。ふるさと納税に関する業務は、地域商社がそれを受託する前の寄附金額は81百万円であったが、受託後は増加している(第1図)。21年度の寄附金額は約294百万円、寄附金額に占める返礼品割合を30%とすると、約88百万円の地域経済効果があったといえる。増加の要因としては、写真やデザイン、ライティングが得意な地域おこし協力隊によって商品の見せ方を洗練したことや、生産現場などの写真を追加することによって商品にストーリー性を付加したこと、適切な広告投資をしたことが挙げられる。

特産品のふるさと納税以外の販売には2020年度から着手しており、販売額は初年度3.4百万円、21年度5.6百万円であり、22年度は10百万円以上を見込んでいる。21年5月にはネットで多可町の特産品を購入できる販売サイトを開設しており、販売額の増加に貢献している。

特産品の販売にあたって新たに開拓した販路としては、県内ではトヨタ車の販売店でのマルシェやイベントの景品、キャンペーンの



トヨタ販売店で多可町の特産品マルシェの様子
(写真提供：地域商社RAKU)

ノベルティ、県外では展示会への出展などがある。トヨタ販売店でのマルシェの話は多可町に来たが、町が地域商社を紹介して対応することとなった。トヨタ販売店は、「ドライバーの健康」をコンセプトに、多可町の有機野菜の販売をいくつかの店舗で実施した。地域商社RAKUは、当初は生産者からの受託販売で対応していたが、現在は生産者に負担がかかることから買取販売に変更し、残った野菜は町内の高校の給食や飲食店・レストランに販売する仕組みを構築している。上記以外にも企業や大学と連携した商品開発・販売なども行っている。

地域商社RAKUの誕生によって、特産品事業だけでなく、定住促進事業においても工夫を凝らすことによって空き家の登録件数や成約件数は増加しており、多可町の活性化が促進されている。このように地域商社RAKUが有効に機能するためには、地域おこし協力隊の地域商社RAKUへの配属や補助事業などによる資金的な援助など、町からの支援が必要であり、寺川氏は「町に地域商社の意義・役割の理解を促し、町との協議・連携を密にすることが重要である」と述べる。

商工観光課も町の活性化における地域商社の役割を肯定的に受け止めており、「地域商社RAKUの活動などを通じて、若者がチャレンジできる町・元気な町」を目指している。

(おなか けんじ)

農地中間管理事業開始以後の宮田方式(1)

—— 農地利用の権利に焦点を当てて ——

主任研究員 若林剛志

1 農地利用の変容

日本では、農業の生産性を向上させるために、所有と利用とを分離し、耕作する経営主体が賃借により経営面積を拡大する、あるいは効率的作業が可能な主体が農作業を受託するなどしてきた。特に21世紀に入ってから農地貸借に関する制度上の動きは、それを一層促進するものとなっており、2009年には農地利用集積円滑化事業が、2013年には農地中間管理事業が創設された。

農地の所有と利用の分離、農作業受委託の普及と言え、早くからこれに取り組んできた長野県の宮田村を想起する人も多いであろう。本稿では、農地中間管理機構(以下、機構)が稼働した2014年以後の同村の動きを、農地利用の権利に焦点を当てて確認する。

2 宮田方式の概要

宮田村の農業生産方式は宮田方式と呼ばれている。宮田方式は、水稻作の機械化一貫体系が確立し、1978年から転作奨励の助成がなされるなかで、1981年にその骨子が確立されたとされている(星・山崎編(2015))。同村では、1970年代に、機械化の恩恵を受けるために、村内各地区に集団耕作組合という機械利用組合を創設して農作業受委託の基礎をつくった。そして、1981年には転作実施に伴う有利不利を調整するため、農地利用を調整する農地利用委員会を立ち上げた。同委員会が関与することで、農地の所有と利用を分離するとともに、利用に伴う地代を村内で平準化する必要性から統一地代制度を導入し、以来これまで1村1農場での営農を模索してきたのである。

宮田方式の目的は、機械化により効率的な水稻作経営を進めるとともに、農地の効果的

な活用により生産調整にも対応し、各農家がそれぞれ行う休耕や転作実施による機会損失を防ぐことにある。これらに加えて、見落としてはならないのは、真の目的が農家の暮らしの維持や向上にあり、村内各世帯が一定水準の生計を立てられることにあったという点である。村が関与してきた本来の意義はここにあり、誤解を恐れずに言えば、村は分配の機能を担おうとしてきたのである。

なるほど、水稻作の効率化や生産調整における機会損失の防止や軽減ならば、村が深く関与しなくとも集落などを範域として機械利用組合を創設し、加えてブロックローテーションやとも補償を講じることで対応可能である。しかしながら、宮田村では、こうした単一集落や複数集落で可能な取組みに加えて、一部の水田を団地化し、果樹団地とする等、基礎自治体が広域での計画的な農地利用に関与してきた。こうした措置は、村民の暮らしの維持や向上を目指してのものである。例えば小規模な自作専業世帯には経営規模の拡大やオペレーター従事による収入の拡大、果樹団地での相対的に収益性の高い作物の生産に従事することを可能にした。

3 2014年以降の担い手への農地の集積

宮田村農業委員会によれば、同村の担い手への農地集積率は、2021年4月時点で69.2%である。同村の耕地面積の8割が水田であることから、集積率は高くなりやすい傾向があるが、それでも長野県全体の集積率が39.5%、都府県のそれが47.3%であることと比べ集積率が高いことがわかる。そして、その集積率は、農地の賃貸借の増加とともに高まってきているようである。

村が関与することで所有と利用を分離してきたと言っても、権利関係の諸相は他の市町村と変わらない。地権者が自作する場合、利用の分離に伴う特段の手続きはない。一方で、地権者が農地を貸し出す場合には、借り手の利用権が設定されることになる。ただし、同村では水稻作における主要3作業を集団耕作組合が受託しており、耕起と移植は地区集団耕作組合が、収穫は村全体で1つの集団耕作組合を継承する形で設立された1つの農業法人が作業を受託している。したがって、自らが作業のオペレーターとなることはあるが、自作でも主要3作業については作業を受託する営農組織に任せているのである。

4 機構稼働後の農地利用の権利関係

農地への権利設定への関与という点で、機構が稼働する直近の2014年まで宮田村では、農地利用集積円滑化事業を活用しながら、貸し手の農地に借り手の利用権を設定し対応してきた。同事業は、農地の賃貸借を促す事業であり、市町村を基本範域とした事業である。一方で、農地中間管理事業の主体となる機構は県を基本範域とした組織である。

両者は利用権を設定するという点に違いはないが、後者は地権者から借り手として機構が利用権を得ることになり、利用権が一旦村の外へ出ることとなった。つまり、契約手順の一部に村を基本範域としない工程が生じている。

宮田村では、村が農地の利用を調整し、その下で農地の貸借が行われる。したがって、村内で生じる全ての農地利用調整が可能であるとともに、そのための手続きは基本的に村内で完結可能である。それゆえ農地利用集積円滑化事業の下では、利用権の異動に伴う諸手続きを迅速に行うことができた。一方、機構は村外の組織であり、手続きの一部が外部

の手順に依存することとなり、少なくとも迅速性は弱まる。

また、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権設定は、原則借り手を指定しないこととなっている。利用調整を行う村は、この点に不確実性を残している。例えば、原則に近づけようとする力が働けば、利用調整を制約することとなるかもしれない。ただし、現状機構では、借り手となる耕作者が確実な状態で貸借を行っている。これに加え、作成地区の話し合いで形作られる人・農地プランが、そこに記載された担い手や中心経営体を借り手と見込むことから、一定程度地区の意思を反映させることができる仕組みとなっている。

5 農地貸借と宮田方式

村が関与しながら計画的に農地利用を行ってきた宮田村では、機構稼働後の2015年に、農地所有者を構成員とする農事組合法人が設立された。この組織は集団耕作組合の系譜を受け継いでおり、作業受託組織という位置付けにある。同時に、転作による麦や大豆の栽培地および農業への従事が困難になった地権者の水田については、同法人が農地の借り手となっている。

同村においても農地の貸借は増加傾向にある。同法人は集団耕作組合を引き継ぎ、村の法人として設立されており、村の農業者から頼りにされている。そのため、今後農地貸借が一層増加し、同法人の位置付けが、作業受託組織というよりむしろ農地の借り手であるという認識が強まる可能性もある。そうなれば生産者の離農が進展する可能性がある。こうした動きに宮田方式がどのように対処しているのか、宮田方式の今後の展開が注目される。

<参考文献>

- ・星勉・山崎亮一編著(2015)『伊那谷の地域農業システム：宮田方式と飯島方式』筑波書房。
- ・若林剛志(2022)「農地中間管理事業開始以後の宮田方式(2)―農作業受委託に焦点を当てて―」『農中総研情報』第93号、14-15頁

(注)農地中間管理事業開始以後の宮田村における農作業受委託については若林(2022)を参照。

(わかばやし たかし)

農地中間管理事業開始以後の宮田方式(2)

—— 農作業受委託に焦点を当てて ——

主任研究員 若林剛志

1 盛んな農作業受委託

東・東南アジアでは農作業の受委託が頻繁に利用されている。そこでは耕起、移定植、収穫といった機械作業が農家から委託されている。^(注1)例えば、中国における稲の収穫では、企業や合作社が農作業を受託し、あたかも蜜源を求める蜂とともに移動する養蜂家のように、収穫期の早い南から北へと移動しながら作業を行っていく光景がみられる。これは稲作に限ったことではなく、小麦や大豆、トウモロコシでも確認される。ちなみに、中国では農作業受委託を「代耕」と呼んでいる。

日本でも農作業の受託を行う事業体がある。しかし、他国でみられる稲の生育過程における積算温度を考慮した南から北への大移動は、日本ではほとんどみられない。

しかしながら、長野県の宮田村では類似の光景をみることができる。もちろん、作付け品種によって作業適期を調整することで作業の平準化を図ることもあるが、同村の稲作では高低差を考慮して、標高が低く比較的温暖な圃場から標高の高い圃場へと順次受託した作業を進め効率化を図っている。その様子は、あたかも温暖な南方から北上するかのごとくである。

この宮田村の稲作における作業受委託には、1970年代設立の機械利用組合以来の歴史があり、機械作業を効率化すべく集団耕作組合と呼ばれる利用組合が耕起、田植および収穫といった主要な作業を引き受けてきた。その伝統は今も継続している。したがって、宮田村の水稲作では、農作業受委託が盛んであるというよりもむしろそれが一般的なのである。

2 農作業受委託と担い手への集積

日本では2023年までに担い手への農地集積

率を8割以上とする目標を設定し、担い手への農地集積を促進している。例えば、農地中間管理機構を利用しながら、農地貸借による農地の集積と農業経営規模の拡大を推し進めている。

農作業受委託は農業の生産性向上に寄与することもあり、担い手が耕起、移定植および収穫といった主要3作業を受託する場合、彼らが作業した耕地は、農地集積率を算出する際の集積面積に計上されている。

しかし、宮田村においては、農作業受委託が一般的であるにもかかわらず、その面積は担い手への集積面積にほとんど計上されていないようである。

その理由は2つある。第1は、機械を保有し、農作業を受託する各地区の集団耕作組合(以下、地区耕作組合)および村を包含するように設立されている集団耕作組合(以下、村耕作組合)が政策上の担い手となっていないためである。^(注2)第2は、各地区耕作組合も村耕作組合も、いずれも主要3作業の全てを受託している訳ではないためである。

宮田村の水稲作においては、トラクターを使用する耕起と田植機を使う田植は各地区耕作組合が、コンバインを使用する収穫作業は村耕作組合がその作業を担ってきた。

そのため、担い手への農地集積率は、2021年4月時点で69.2%と比較的高いけれども、集積率を計算する際に使用する担い手への集積面積の多くが自作地と借入地で占められており、農作業受委託はほとんど計上されていないのである。^(注3)

3 2014年以後の農作業受委託の動き

2014年以後、宮田村において一般的である農作業受委託にも動きがあった。それは受託

組織の法人化である。もちろん、法人化は2014年以後に突然検討され始めたわけではない。契機は、2007年の水田・畑作経営所得安定対策(当時の呼称は、品目横断的経営安定対策)への加入の要件とされていた加入営農組織の法人化である。法人化は、その約束の履行であり、2015年に農事組合法人みやだが設立された^(注4)。

その法人に更なる動きが生じている。それは地区耕作組合と村耕作組合との統合の動きである。これまで、農事組合法人みやだは、村耕作組合の系譜を継いでいるため、同法人が受託する主たる作業は収穫であった。同法人に、地区で耕起および移定植を行っている各地区耕作組合の作業を新たに引き継ぐことで、主要3作業を集約的に行う組織を作り出し、これまで以上に効率的な作業を行うことを模索している。

したがって、宮田村の農業を作業受委託面からみた場合、担い手への集積という点で潜在力が高いことがわかる。既に述べたとおり、宮田村では作業受委託が一般的であり、今後は同法人が機械を利用する主要3作業を一手に引き受ける体制が整うこととなるからである。

加えて、同法人は既に認定農業者でもあるから、将来、法人の作業受託面積が担い手への集積面積として計上されることになるだろう。2021年4月時点の集積率は約7割と既に高いが、その値は更に高まる可能性があるだろう。

4 作業受委託と住民生活

これまで農作業受委託に焦点を当てて論じ

(注1) 稲の場合は、苗の移植から種の直播きへの移行が進みつつある。

(注2) ちなみに、人・農地プランにおける中心経営体にもなっていない。

(注3) 宮田方式の概要と農地中間管理事業開始以後の宮田村における農地利用の権利に関しては若林(2022)を参照。

(注4) 農事組合法人みやだは、水稻作の農作業受託だけでなく、農地を賃借したうえで水稻および転作作物の栽培も行っている。

てきたが、元々、同村における作業受委託は、過剰な装備による各農家の機械貧乏防止と、効率的な機械利用を目指したものであり、利用組合がその役割を担ってきた。そして、機械貧乏の防止からもわかるように、村が農業、特に農地や農作業といった生産要素に関与してきた根底には、農家の暮らしの維持や向上にある。この点を踏まえながら改めて農作業受委託を考えてみる。

確かに、農業には投資が必要であり、効率的な作業を可能とする機械が必要となる。作業受委託は個別の生産者が大きな投資をせずとも、耕作者による農業生産が可能である。そのことが東・東南アジアで頻繁に利用される要因のひとつであると考えられる。宮田村の例も、この一連の動きに位置付けられるであろう。

同村では、これまで主要作業を受委託で行い、各農家の米の生産費用を低減させてきた。このことにより、農家が農業経営を続け、定住し続けることができる環境をつくろうとしてきた。

実際、近隣での就業機会もあり、農外就業が中心の世帯は作業を委託しながら農業経営を続け、農業を中心とする世帯は、受託という農業サービスへの従事から収入を得るといった具合に、世帯の生計をより維持しやすくすることを可能にさせ、農作業受委託は一定の役割を担ってきた可能性がある。

宮田村における農作業受委託は、一法人への一本化を行うことで、村全体を見渡した効果的な機械投資を可能とし、今後一層の合理化が図られることが期待される。農作業受委託を中心に据えながら、その担い手を確保しつつ更なる前進を遂げようとする宮田村の、宮田方式の挑戦は引き続き注目に値する。

<参考文献>

- ・若林剛志(2022)「農地中間管理事業開始以後の宮田方式(1)―農地利用の権利に焦点を当てて―」『農中総研情報』第93号、12-13頁

(わかばやし たかし)

JA間連携による課題解決と共同利用施設の有効利用

— JAレーク伊吹とJA北びわこによる育苗での連携 —

主席研究員 尾高恵美

はじめに

JAの農業生産振興と持続可能な収益性の両立が課題となっている。そこでここでは、JAレーク伊吹とJA北びわこによる農業関連事業におけるJA間連携を取りあげる。

両JAはともに湖北地域と呼ばれる滋賀県北部に位置し、隣接している。2021年度の農産物販売・取扱高は、JAレーク伊吹が11億円、JA北びわこが25億円であり、いずれも米・麦・大豆が9割、園芸作物が1割を占めている。土地利用型農業を主体にしつつ、水田を活用した園芸作物の拡大に取り組んでいるという点で、両JAは類似した地域農業の特徴を持っている。

1 連携分野の洗出しと具体化に向けた検討

両JAでは、連携に向けて2018から19年度にかけて協議を行った。まずそれぞれのJAで課題やニーズ、受入余力のある事業や施設を洗い出した。それを両JAの経済事業関連の部長をメンバーとする会議で提示し、連携できる可能性のある事業や施設を絞り込んだ。そして、可能性のある分野について、施設利用事業、販売事業、野菜園芸事業、購買事業、営農指導事業といった事業別に、それぞれの課長をメンバーとする会議で受発注から物流までの各プロセスを検討した。そこで可能と判断した事業や施設について連携を実施するという流れで進めた。

2022年度において、両JAは、後述する水稻と野菜の育苗、カントリーエレベーターの管理、野菜用農機のレンタル、野菜出荷段ボールの共用化、農産物直売所の出荷、みそ加工等で連携している。これ以外にも具体化に向けて検討した事案はあったものの、結果的に依頼側のJA内で完結できたため、連携に至らなかったケースもある。以下では、水稻と野菜の育苗事業での連携について述べる。

2 水稻育苗での連携

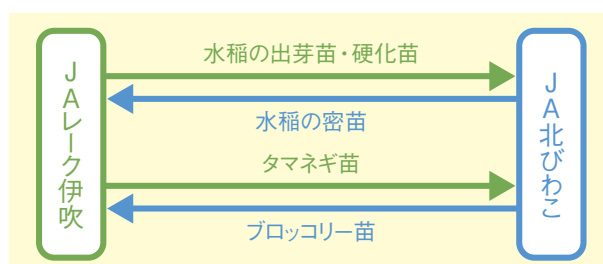
JA北びわこでは、育苗施設の老朽化に伴う播種プラントの集約により、水稻苗供給量の確保に苦勞していた。JAレーク伊吹で検討したところ、硬化苗の要望にすべて対応できるほど育苗ハウスに余力がなかったため、2019年度から、出芽苗を中心に供給することにした(第1図)。出芽苗は、育苗ハウスを使用することなく、播種後3日で出荷できるため、播種プラントの生産余剰能力を利用して供給することができると判断した。

一方、密苗については、通常の2倍以上の密度で播種する必要があるため、JA北びわこでは組合員からの注文が多いために専用のプラントを備えていた。JAレーク伊吹の播種プラントでは対応できないため、JA北びわこに発注することにした。このように、両JAは出芽苗・硬化苗と密苗で相互補完する関係にある。

供給する前と後に、両JAの担当次長と担当者が参加して打合せを行っている。供給前は、数量、時期、条件等を確認し、供給後に成果や反省点を確認する振り返りを行う。これ以外の日常的な打合せは、担当者同士で行っている。

出芽苗と硬化苗について、JA北びわこでは、組合員の注文量から自JAで生産可能な数量を控除して、JAレーク伊吹に発注している。発注数量が確定した後、毎年3月に売買契約書

第1図 JAレーク伊吹とJA北びわこによる育苗事業の連携



資料 聞き取り調査より作成

を締結している。

出芽苗と硬化苗の場合、土と種籾はJAレーク伊吹が用意し、育苗箱、農薬、運搬台車はJA北びわこが提供している。苗ができ次第、JA北びわこが輸送の手配をして受け取る仕組みである。

JAレーク伊吹からJA北びわこへの供給量は年によって変動があるが、2022年度は、出芽苗が46,500箱、硬化苗が1,421箱、計47,921箱となった。これはJAレーク伊吹の総供給箱数の25.9%に相当し、供給量と供給金額の増加に寄与した。

3 野菜苗の分業

米の価格低迷と生産調整への対応として、両JAでは野菜の生産拡大に注力しており、苗はそれぞれのJAが育苗して自組合員に供給していた。ブロッコリーの育苗には7月下旬から2か月程度かかるが、8月はタマネギの出荷、9月はその育苗と作業時期が重なるため、両JAの職員は多忙を極めていた。

そこで2020年度から、両JAが注力している品目に応じて、ブロッコリーの育苗はJA北びわこ、タマネギの育苗はJAレーク伊吹が担うというように、分業することにした。組合員から注文を受けて、相互に品種と数量を発注する。

ブロッコリーとタマネギの2品目については、分業によって一方の品目の育苗に特化できるようになったため、両JAともに生産性が高まり、職員の負担も軽減できたという。

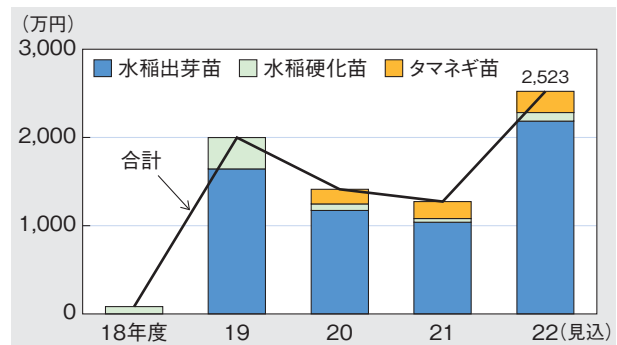
4 連携によるリスクへの対応

いずれの売買契約書でも、生育不良の場合には、受注側が責任を持つことを明記している。密苗は生育不良が生じやすい。2022年度に、JAレーク伊吹は、JA北びわこに密苗を発注したが、一部に生育不良がみられたため追加した。受注側は、リスクに備えて多めに播種しており、そこから供給した。

5 連携による成果と課題

2022年度におけるJAレーク伊吹からJA北びわこへの苗の供給高は水稻苗が2,282万円、タマネギ苗は241万円の予定で、合わせて2,523

第2図 JAレーク伊吹からJA北びわこへの苗の供給高(金額ベース)



資料 JAレーク伊吹資料

(注) 2022年度のタマネギ苗供給額は見込み。

万円の見込みとなっている。その分、JAレーク伊吹の農業関連事業収益を押し上げている。

しかしその推移をみると、19年度は水稻苗だけで2,000万円近かったが、20、21年度はタマネギ苗を加えても1,500万円を下回り、22年度に2,000万円を超えるというように、年による変動が生じている(第2図)。2022年度の増加は、JA間連携により出芽苗業務の集約を進めるJA北びわこが、自JA内の育苗能力を超える数量を発注したことより生じた。これは現在のJA間連携の仕組みに起因しており、連携を持続可能なものにする方法を模索している。JAレーク伊吹における播種プラント更新に備えた収益安定化と、JA北びわこにおける出芽苗業務の集約効果を持続させることを目的として、両JAでは複数年契約の協議を始めている。

おわりに

このように、発注側と受注側がともにメリットがある分野で、JA間連携が行われている。この結果、発注側JAでの施設や職員の不足といった課題を解決しつつ組合員の要望に対応し、一方、受注側JAでは、新規投資を行うことなく、播種プラントやハウスの回転率を高めて施設を有効利用し、農業関連事業の収益増加に結びつけている。

JA間連携を実現し継続するには、自らの課題を再点検するとともに経営資源に余力のある分野を洗い出し、双方にメリットがあるように仕組みを作ることが重要となろう。

(おだか めぐみ)

SDGs時代を切り開くブルーカーボンとカーボン・クレジット

——気候変動対策と生物多様性保全——

研究員 梶間周一郎

1 注目される背景

SDGsや持続可能性への取組みが強く求められるなか、ブルー（海洋）の領域も高い関心を集めている。SDGs17目標のひとつに「海の豊かさを守ろう」があるように、海洋を取り巻く環境は21世紀に入り、より深刻さを増している。気候変動は海洋環境に影響を与え、高水温化や海の酸性化などの問題が生じている。魚介類の生息場や産卵場となる藻場が減少し、磯焼けの沿岸域が増えている。亀岡(2022)が指摘するように藻場の保全が喫緊の課題になり、磯焼け対策が必要となっている。そのなかで、気候変動対策や沿岸生態系の劣化へのソリューションとしてブルーカーボンが注目されている。ブルーカーボンの動向とクレジット化の取事例を紹介する。

2 ブルーカーボンの動向

ブルーカーボンとは、地球上で生物が吸収するCO₂のうち、海にすむ生物の作用により大気中から海中に吸収されたCO₂に由来にする炭素を指す(堀, 2020)。2009年に国連環境計画(UNEP)のレポートのなかで、マングローブ林、藻場・塩性湿地などの沿岸生態系に取り込まれた炭素が「ブルーカーボン」と命名された。ブルーカーボンと呼ばれる沿岸生態系は、海洋の1%程度の面積に留まるものの、単位面積あたりのCO₂吸収量は、森林よりも高いと指摘されており、気候変動への適応・緩和策として注目されている。ブルーカーボンの利点のひとつに、生物多様性の保全などのコベネフィットがある。沿岸生態系の再生・保全を実施することで、生物多様性を保

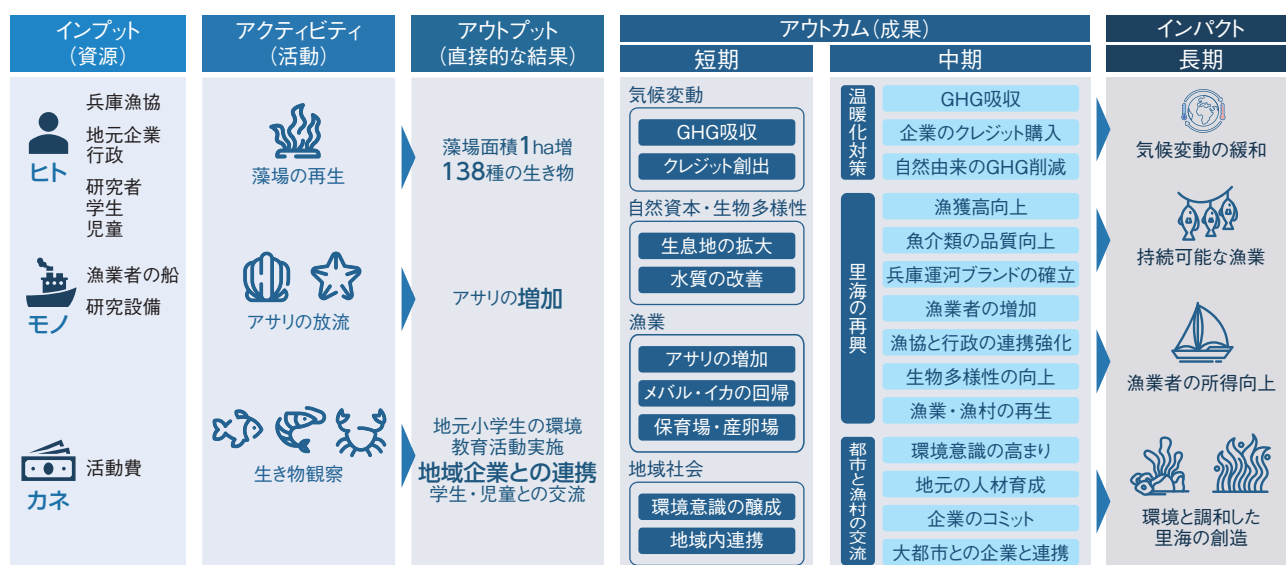
全しつつ、CO₂を吸収し、長期間固定することにより気候変動対策になる。

日本で注目されているブルーカーボンは、海草・海藻藻場の再生を通じたCO₂削減である。現在、多くの都道府県で藻場が磯焼け状態にあり、水産業を中心に沿岸地域に悪影響をもたらしている。アマモなどの海草藻場も、植食性魚類の食害や港湾開発などの沿岸環境の変化によって減少し、魚介類の生息場・産卵場が失われている。地域の漁業者は海の異変を感じ取りブルーカーボンという概念が登場する前から、藻場や沿岸環境の再生に取り組んできた事例もある。漁業資源の再生・保全の観点で注目されている藻場再生だか、社会全体のCO₂削減が重要になるなか、気候変動対策としての有効とみられる(桑江ほか, 2019)。現在、日本の温室効果ガスインベントリにブルーカーボンはないが、今後吸収量算定の精緻化などが進むと、インベントリに含まれる可能性がある。

3 クレジット化とその事例

カーボンニュートラルへの重要なツールとして、カーボン・クレジットがある。企業などが、どうしても削減できない排出のオフセットに有効であり、自然由来のカーボン・クレジットが注目されている。日本国内では、2021年からブルーカーボンを対象とするJブルークレジットが試行的に発行された。藻場再生プロジェクト由来のクレジットは、海草などがCO₂を吸収するだけでなく、沿岸生態系を回復させ、魚介類の資源回復などのコベネフィットが期待できる。2022年10月時点で、

第1図 兵庫漁協におけるブルーカーボン実践のロジックモデル



出典 兵庫漁協へのヒアリングから作成

4つのプロジェクトが実行され、累計103t CO₂eのクレジットが発行されている。

Jブルークレジットが発行されたプロジェクトのうち、兵庫漁協が取組んだ事例を紹介する。兵庫漁協におけるアクティビティは、藻場の再生、アサリの放流、児童を対象にした生き物観察で、アウトプットは、藻場面積1ha拡大、アサリの増加、地元企業との連携がある。アウトカムとして短期的にJブルークレジットの発行、生物多様性の保全、漁業資源の回復、地域社会のなかでの連携を達成することができた。今後中長期的に気候変動の緩和や持続可能な漁業の実現、環境と調和した

里海の創造などを目指して活動していく(兵庫漁協の取組みは、農中総研Webセミナー ブルーカーボンで切り開く浜の未来～海草・海藻による炭素吸収の可能性～を参照 <https://www.nochuri.co.jp/genba/pdf/otr20221027.pdf>)。

4 ブルーカーボンとクレジットの今後の展望

ブルーカーボン生態系の再生・保全とカーボン・クレジットは、SDGs17目標に複数一致し、気候変動対策と生物多様性の保全などのコベネフィットが期待できる。ブルーカーボンは、CO₂吸収方法の精緻化(特に藻類養殖)や国際的なルールメイキング、藻場を再生する漁業者への支援などいくつか課題はあるものの、地域での実践の積み重ねと企業や行政、研究機関との連携のなかで、取組みが加速するとみられる。

<参考文献>

- ・亀岡鉦平(2022)「漁業者・漁協にとっての藻場保全の意義と急がれる磯焼け対策」『農中総研 調査と情報』92号、16～17頁
- ・桑江朝比呂ほか(2019)「浅海生態系における年間二酸化炭素吸収量の全国推計」・『土木学会論文集B2(海岸工学)』75巻1号、10～20頁
- ・堀正和(2020)「ブルーカーボンを利用した気候変動の緩和適応策の実践 海藻草場を利用した増養殖の展開」『日本水産工学会誌』56巻3号、197～200頁

(かじま しゅういちろう)

(注1)磯焼けとは磯焼けとは、「浅海の岩礁・転石域において、海藻の群落(藻場)が季節的消長や多少の経年変化の範囲を超えて著しく衰退または消失して貧植生状態となる現象」を指す(水産庁HP)。

(注2)カーボン・クレジットとは、ボイラー施設の更新、再生可能エネルギーの導入、森林管理、藻場再生のプロジェクトを対象に、当該プロジェクトが実施されなかった場合の排出量の見通し(ベースライン排出量等)と実際の排出量等(プロジェクト排出量等)の差分を測定・報告・検証をしたのち、クレジットとして国や企業等の間で取引を可能にするため認証したものを指す。

(注3)ジャパブルーエコノミー技術研究組合(JBE)が発行主体となり、独立した第三者委員会が審査・認証を実施している。

不安定化する「国境」、漁場確保に苦心する「日本漁船」

北海道大学大学院 水産科学研究院 准教授 佐々木貴文

尖閣諸島「国有化」から10年

日本の「国境」が喧しい。2022年2月からのロシアによるウクライナ侵攻は、北方領土問題を抱える日本を揺さぶっているし、3月には北朝鮮の弾道ミサイルが青森県沖の日本の排他的経済水域(EEZ)に「落下」して、東北の漁業関係者の肝を冷やした。

そして8月には、中国が「重要軍事演習」を実施。大陸からミサイルが多数発射され、内5発が東シナ海南部の日本のEEZに「落下」した(防衛省「中国弾道ミサイル発射について」令和4年8月4日)。付近は沖縄の漁業者がマグロやマチ類を漁獲する優良漁場であり、中国のミサイルが日本のEEZに「落下」した初のケースは、休漁という形で日本漁業に具体的な損害を与えた。

年初からのこうした喧騒は、勿論、今年9月が尖閣諸島「国有化」から10年の節目であることとの因果関係を有しないものの、焦燥感を増幅させることには作用した。2012年の尖閣諸島「国有化」は、中国公船(現在は中国海警局の「海警」)が尖閣諸島の領海・接続水域に侵入を繰り返す契機となり、今日では「常駐」するような状況をもうみ出している。

東シナ海における漁業権益の縮小

「国有化」に対しては、中国だけでなく台湾も激しく反発し、中台連携の阻止に動く日本政府は「日台民間漁業取決め」締結(2013年)を決断、台湾に尖閣漁場を開放した。

台湾への「譲歩」は、新「日中漁業協定」に苦しめられている漁業者にとっては看過で

きなかった。中国との新「日中漁業協定」では、東シナ海の大部分が旗国主義(取締り等は漁船の旗国が担う)で管理する水域とされ、かつ尖閣諸島のある北緯27度以南の水域は、実質的に「公海」状態のままとされた。

これに加えての「日台民間漁業取決め」締結により、尖閣諸島の領海を除く北緯27度以南の「法令適用除外水域」等では、台湾漁船も自由に操業できるようになった。二重の苦しみ直面した沖縄県の反発は強く、沖縄県議会は「日中漁業協定と同じく、地元に対して何ら説明がないまま地元の頭越しに締結」され、「台湾側に大幅に譲歩した内容で、好漁場の縮小が余儀なくされる」との意見書を全会一致で可決した。全国有数のマグロはえ縄漁船団が根拠地とする宮崎県でも、漁業協同組合連合会が抗議した。

日中が関係する水域では、日本の大中型まき網漁船や沖合底びき網漁船などが漁場を追われ、日中台が関係する水域では、日本のマグロはえ縄漁船や深海一本釣り漁船などが漁場を追われている。日本が主張するEEZは、日本の漁業者からみれば「砂上の楼閣」なのだ。

ロシア・ウクライナ戦争の影響

日本の漁業者が漁場を追われているのは東シナ海だけではない。ロシア・ウクライナ戦争の影響が日本にも及んだことで、日ロの漁業交渉にも歪が生じている。

ロシア外務省は2022年6月、「北方四島周辺水域における日本漁船の操業枠組み協定」に基づく安全操業事業(協定の履行)を「中断」す

ると表明。水産庁も同月、「日ロさけ・ます漁業交渉」に基づくロシア水域での日本漁船の操業条件交渉を「見送る」とした。前者は9月末に「操業可能」とされたが、先行きの不透明感は拭えていない。

ロシアとの関係悪化を受けて、不漁に悩むサンマ漁業でも、公海漁場への最短ルートがロシア関係水域であった場合、日本漁船は時に拿捕や臨検を恐れて遠回りを余儀なくされるといった影響がでている。

北洋を舞台に活躍した北転船の撤退(2015年)や、ロシア水域でのサケ・マス流し網の禁止(2016年)といった国際情勢の変化に「鍛えられてきた」はずの漁業者も、次々やってくる大波に苦労を重ねている。

日本漁業の全方位的な苦しさ

日本海でも、中国や北朝鮮のイカ漁船が日本のEEZ内にある大和堆で「違法操業」を繰り返した問題があった。2019年漁期に水産庁が退去警告した外国漁船は延べ5000隻を超え、2020年漁期でも延べ4000隻を超えた。

太平洋側でも北海道・東北の沖合には、日本のEEZのすぐ外側で外国漁船の操業が続いており、漁業者からは来遊資源への影響を懸念する声があがる。東京都小笠原村の沖ノ鳥島については、中台が「岩」として日本のEEZは無効とする主張を展開し、海洋調査船や漁船を侵入させるケースもあった。

こうした日本漁業の全方位的な苦しさの背景は単純ではないが、EEZの相互承認問題は小さくない問題として指摘できる。日本は尖閣諸島、竹島、北方四島を巡る問題を抱え、ロシアとは平和条約すら未締結であることから、建前では「南樺太」の取り扱いも定まっていない。北朝鮮とは国交すらない。日本がEEZを主張しても、こうした状況では相互承認が難しいことは明白であろう。

EEZの「境界は未画定」

外務省は2022年6月、東シナ海の日中中間線付近において中国が一方的に開発を進めている油ガス田に新たなプラットフォームが増設されたことを確認し、懸念を表明した。しかし同時に、外務省は東シナ海で「中国側が我が国の中間線にかかる主張を一切認めていない」ため、「排他的経済水域及び大陸棚は境界が未画定」との認識を示す。

既述した、中国のミサイルが東シナ海南部に「落下」した問題でも、中国は日本のEEZを「受入れない」と主張。そのため日本政府は、「境界を画定するにあたっては、中間線を基に境界を画定することが解決になる」とし、「わが国は東シナ海を含め、境界が未画定な海域では少なくとも中間線から日本側の水域において、わが国が主権的権利及び管轄権を行使できる」(2022年8月5日午前の松野博一官房長官記者会見)と重ねて表明した。

増設油ガス田付近では、長崎県の大中型まき網漁船が、さっそく中国海警(警察船)から操業を妨害されている。ミサイル問題では与那国町の漁業者が書き入れ時に休漁を強いられた。「国境」が不安定化する中で、漁場確保と産業維持は簡単ではなくなっている。

「国境」問題は、米中の覇権争いやロシアによるウクライナ侵攻等も絡み、外交的な出口は予測が難しい。しかし、「国境産業」である日本漁業の苦境は目に見えている。就業者の減少で漁業者が発する声が小さくなるなかでも、食料安全保障としての漁業の公共性を評価し、「国境産業」をいかに守るかを議論していく必要がある。

<参考文献>

- ・佐々木貴文『東シナ海―漁民たちの国境紛争―』角川新書(2021年)
- ・佐々木貴文「圧倒する中露、日本漁業は復活できるか」、PHP『Voice』(2022年7月号)

(ささき たかふみ)

スロベニア国際農業・食品見本市「AGRA2022」に参加して

代表取締役専務 柳田 茂

2022年8月にスロベニア国で、中東欧で最大級の国際農業・食品見本市「AGRA2022」が開催され、日本はスロベニアのパートナー国として参加した。本イベントに、皆川芳嗣当社理事長が農林水産省顧問として日本政府を代表する立場で出席した概要をレポートする。

1 「AGRA2022」について

1962年以降、コロナ禍の2020年を除いて毎年、スロベニアの東北部にあるゴルニャ・ラドゴナを会場として開催されている同国で最大、中東欧でも最大級の国際農業・食品フェア。60回目となる今回は、30を超える国々から1750に及ぶ出展者が参加し、推定10万人に達する人々が現地に来場して参加した。

スロベニアは大統領および農林業・食料大臣等が出席し、各国からも農業や食料に関する各界の要人が出席して、プレゼンテーションや意見交換が行われた。

本年は日本とスロベニアの国交樹立30周年にあたり、日本はスロベニア政府からパートナー国の指定を受けて参加を決定。同国との

友好親善に加え、中東欧への日本食・食文化の発信ならびに日本産農林水産物・食材等の普及促進を目指して、日系企業を集めた日本パビリオンを開設する等の取組みを行った。

企画・運営には、農林水産省の輸出・国際局と在スロベニア日本大使館(松島浩道大使)が連携して対応にあたった。

2 スロベニア指導者のスピーチ

8月20日の開会式では、シンコ農林業・食料大臣が「スロベニアの農業は現在、自然災害、コストの上昇、価格圧力など厳しい食料生産環境に直面している。この危機に対処するため、「AGRA2022」を農業の発展と農家の教育に焦点を当てて開催する。」と趣旨表明した。また、2023年からのEU共通農業政策の戦略を説明し、農業分野でイノベーションとテクノロジーの実践に取り組んでいくことで気候変動に対処すると述べた。

パホル大統領は、ウクライナ危機を受けた食料安全保障政策として、農産物市場を安定させ弱い人々の食料へのアクセス確保に対処



皆川理事長の開会式の挨拶



パホル大統領との握手



パホル大統領・シンコ大臣の日本パビリオン視察

するとともに、中長期的にはグリーン・ディールに沿って、より持続的なフードシステムへの移行を図り、農業の化石燃料への依存度と原材料・飼料の輸入依存度を下げていくと講演した。そして、国民に対し、農業生産拡大への努力と気候変動対策への取組加速および万般にわたる節約と理性的行動を呼び掛けた。

3 日本の官民連携による対応

パートナー国である日本は、開会式で大統領の次にスピーチを求められるなど、重い位置づけで扱われた。日本政府を代表して挨拶した皆川芳嗣・農林水産省顧問(当社理事長)は、日本とスロベニアの友好と交流の歴史を称えとともに、「AGRA2022」の意義を高く評価し、パートナー国として成功に向けて協力していくと表明した。

会場内に開設した日本パビリオンには、全農、ミツカン、チョーヤ、オタフクソース、Makita、ARKなど多様な日系企業12社が出展し、日本の高品質の食品や高性能の機械・技術を多数の来場者に説明・実演し、その場で商談も行われた。また、日本食・食文化の魅力を発信するイベントとしてレセプションを主催し、スロベニア内の日本産食材サポーター店と協力し、料理人の実演も交えつつ日本産食材を用いた日本食の提供を行った。

日本パビリオンおよびレセプションには、



日本レセプション(日本食の試食会)

パホル大統領やシンコ農林業・食料大臣等の要人も多数来訪し、日本の出展者や関係者と直に接しての熱心な交流が行われた。

4 所感(欧州の状況とこれから)

今回「AGRA2022」に参加して感じたことの第一は、ウクライナ危機や気候変動による自然災害の多発に直面している欧州各国の人々の危機感の強さである。また、日本パビリオンに出展した日系企業の方々からも、事業運営を直撃している原材料価格の高騰や販売市場の縮小にかかる強い危機意識が聞かれた。

同時に、危機に正面から向き合って、「AGRA2022」の場で国民に直接語り掛けながら、困難を乗り越えて持続的なフードシステムへの移行を進めていこうとする欧州の指導者の姿勢に感銘を受けた。また、厳しい環境のなかで中東欧に日本産の農林水産物や機械・技術を広めようと集まった日系企業の方々の志とバイタリティも印象に残った。

コロナ禍のなかで「AGRA2022」へのパートナー国としての参画を成し遂げた農林水産省輸出・国際局と在スロベニア大使館の方々の尽力に敬意を表するとともに、今回を契機として、日本とスロベニアの友好関係がさらに深まり、また、中東欧に日本への理解が広がっていくことを期待したい。

(やなぎだ しげる)

農林金融2022年10月号

協同組合の強みを生かした農協の産地振興

(尾高恵美)

生産者の規模拡大や高齢生産者の営農継続に向けて、農作業外部化のニーズが高まっている。これまで、農協の共同選果場運営や作業受託事業は、このようなニーズに対応して、農作業を部分的に受託し産地振興に寄与してきた。

2022年3月期より農協に早期警戒制度が適用され、産地振興と持続可能な収益性の両立が求められている。本稿では、協同組合の強みを生かして両立するためのポイントを整理した。共同選果場の事例では、組合員組織が独立採算的に運営し、最新技術の導入により産地振興に結び付けている。また、組合員組織による作業受託の事例では、高齢農家の営農継続と若手生産者の技術習得につなげている。生産者が実行に参画するには、農作業との競合を避けつつメリットを高めることが重要となろう。

過疎地域における集落組織の課題

(斉藤由理子)

福島県のJA会津よつばは、集落組織活性化のための実態把握として、集落組織の組合長を対象にアンケートと聞き取り調査を行った。管内の農業集落のうち集落組織のある割合は83%と全国的にも高い水準にあるが、過疎地域、中山間地域が多く、水田農業のウェイトが高いこの地域では、農家の減少や高齢化などが進行している。このため、アンケートによれば、集落組織の26%はすでに必要な活動が難しいと回答し、39%は数年後には必要な活動が難しくなると回答している。

集落や集落組織の維持・活性化を図った自発的な取組みを行う集落組織もあり、集落組織からはJAに対し、農業や地域の振興、集落組織の役割やあり方の見直し、そして、集落組織の自発的取組みへの協力などが期待されている。

農林金融2022年11月号

欧州の協同組合銀行における
サステナブルファイナンスの取組み

(重頭ユカリ)

EUでは、持続可能な社会への移行を成長戦略の目標に据え、2018年に策定されたサステナブルファイナンス行動計画に沿って、何が持続可能な経済活動かを分類する「タクソノミー」の導入や開示に関するルール作り等を急速に進めている。

そうした状況下で、協同組合銀行がどのように持続可能性の向上を戦略に織り込み、取引先に対応しているかを、オランダのラボバンクとフランスのクレディ・アグリコルを例にみえた。両行では、気候変動等が事業に与えるリスクを特定しつつ、それへの対応を新たな事業創出の機会とし、また、取引先の実態を把握したうえで課題について対話を行い、課題解決のための提案を行っている。

こうした実態を踏まえ、協同組合銀行がもつ強みと、抱える可能性がある課題についても指摘した。

農協による都市農村交流の取組みの
系譜と今日的意義

(佐藤彩生)

本稿は、農協による都市農村交流の取組みの今日的意義の考察を課題としている。まず、既往文献より農協の都市農村交流の系譜を整理し、農協の都市農村交流の特質は、食と農をツールとした「生産者と非生産者の交流」にあると考えられた。さらに「非生産者」の属性は、①「体験・旅行者」が先行して現れ、続いて②「消費者」、近年では、③「労働力提供者・就農希望者」が新たな潮流に位置づけられることが確認された。

次に、生産者と非生産者の協働の事例に着目し、JAふくしま未来とJAはくいの取組事例より、農協による都市農村交流の取組みの今日的意義は、①農協のネットワークやノウハウを生かした営農における積極的な課題解決、および②食と農における独自のコンセプトを通じた非生産者の取込みの2点であると結論づけた。

書籍案内



2022年9月9日発行 新書判224頁 定価990円(税込)
(株)日経BP 日本経済新聞出版

ロシアによるウクライナ侵攻は、世界の食料事情を一変させつつある。アフリカ北東部では過去最悪ともいわれる干ばつが続き、2200万人が深刻な食糧難に直面、さらなる拡大が予測されている。

本書は、ロシアによるウクライナ侵攻を端緒に、眼前に広がる世界規模の食料危機とその複雑な背景、さらには日本の食料安全保障など注目のテーマを、一般には知られていない情報を盛り込みつつ、飢餓の解決を阻む構造的な問題を徹底解説するとともに、日本の食料安全保障にも言及した必読の一冊。

農林金融2022年11月号

(情勢)

援農が心理面に及ぼす影響と 受入農家の留意点

(尾中謙治)

労働力不足の対策のひとつである「援農」に対する企業の取組みは、企業としてはCSR(企業の社会的責任)や企業イメージの向上などの意義はあるが、社員個人にとってはどのようなメリットがあるのか。

試行的に援農支援(社員への援農の紹介、参加申込への対応、受入農家との連絡・調整など)に取り組んだ西日本鉄道株式会社の協力を得て、援農に参加した社員に心理テスト(POMS[®]2)を実施し、心理面の変化を測定した。また、別途アンケート調査により、援農に参加した理由や受入農家への改善要望、自由記述などの回答を得た。本稿ではその結果に基づいて、援農が心理面に及ぼす影響と受入農家の留意点を紹介する。

金融市場

2022年10月号

潮流 グリーンもブルーも

情勢判断

(国内)

先行き不透明感が高まる内外経済

経済見通し

2022~23年度改訂経済見通し(2次QE後の改訂)

情勢判断

(海外)

- 1 労働市場の過熱が焦点に(米国経済)
- 2 コロナ禍や不動産の低迷で回復ペースが鈍い中国経済

分析レポート

- 1 ユーロ圏は「生活費危機」から「エネルギー危機」へ
- 2 続・高インフレシナリオにおける利上げの上限を考える

今月の焦点

6大銀行の中間決算からみた不動産業向け貸出の動向

連載

金融機関の新潮流

「夢デザインコンテスト」に取り組む
しずおか焼津信用金庫

海外の話題

ポルダモデル、その先へ

2022年11月号

潮流 『フランス組曲』とウクライナ情勢、
試されるEUの結束

情勢判断

(国内)

海外経済の失速や物価高が景気回復の重石に

(海外)

- 1 過熱感が抑制されつつある労働市場(米国経済)
- 2 予想を上回った7~9月期の実質GDP成長率(中国経済)

分析レポート

- 1 ウクライナ紛争の長期化とユーロ圏経済
- 2 ソフトランディングの可能性が残る労働市場(米国経済)

今月の焦点

止まらぬ少子高齢化と「2025年問題」

連載

金融機関の新潮流

組合員に寄り添い続ける朝日新聞信用組合

海外の話題

米国の家計消費におけるインフレ許容度
(職場ヒアリング)

なぜ？「佐伯型循環林業」

佐伯広域森林組合 代表理事組合長 戸高壽生

「森林・林業・再生プラン」が施行されて10有余年が過ぎました。当時、当森林組合は地域の林業の発展を期して、全国屈指の規模を誇る国産材製材工場を稼働させたばかりで、この政策の検討が進められるのと並行して、当地域の林業はどうあるべきかを検証・模索しその方向性を定めました。“最も組合員(森林所有者)に有利に収入をもたらしてくれると推定される50年を適正伐期と定め、大型工場を活用して付加価値をつけて販売し、伐採跡地は適地適木を基本として必ず再造林をする”という方針で、「佐伯型循環林業」を提唱し推進してきました。先人の残した大切な遺産である森林を、資源(木材)と公益的機能の両面から持続可能な状態で次代に繋げることによって、森林所有者にも地域社会にも貢献し、さらに森林組合の経営力のアップのために‘かくあるべし’との思いで職員とともに多くの大きな課題を乗り越え、これを推進しながら今日に至りました。当組合では「佐伯型循環林業」が当然の佐伯(地域)林業の在り方として定着しています。

この考え方の基礎となったのは、燃料林として活用されてきた広葉樹(天然林)を、戦後の造林ブームの時期、森林組合(当組合の前身の6組合)が主導し、林家の汗と努力、また木材価格の好調さにも後押しされて造成された広大な人工林あつての現在の佐伯林業であり当森林組合です。先人先輩への感謝の気持ちでこれを受け継ぎ、どう未来に繋げるかということがまず1点目。

私自身が山林経営の後継者として“林業を

志すとはどういうことか”、幼少期よりの父の教えにより身をもって体得し、若い頃の全国林業地行脚や林業グループ活動などで学び培った林業への熱い思いが2点目。

乱伐・荒廃して大切さに気づき反省して再生するという「乱伐・荒廃・再生」が繰り返されてきた日本の林業の歴史があります。江戸時代には「留山」や「諸国山川掟」など厳しい掟で森林を護り、また土砂の流失を防ぐための植林活動も盛んにおこなわれ、文明開化の明治初期には海外諸国より“日本は素晴らしいみどりの国と評された”と歴史書にあります。古来より燃料や建造物などの資源としての木材と災害防止や水源涵養などの森林の持つ公益的機能の大切さがわかっていただろうと推測します。残念なことに、明治から昭和にかけての相次ぐ戦争、さらに戦後の復興のために乱伐され、森林はその機能が大きく低下しました。そして、国の拡大造林政策と木質から化石への燃料革命による「戦後の造林ブーム」です。1970年代終盤より外材輸入の増大やコンクリート・鉄骨の台頭等で国産材価格は低迷の一途をたどり、森林所有者は林業に対する意欲を完全に失い、大切な森林を護るにはどうするかが3点目。

人も、水も、空気も地球上のあらゆるものが循環することで成り立っています。森林も例外ではなく、伐ったら必ず植え循環させることが必須要件となります。掲げた3点が当組合の森林・林業(佐伯型循環林業)の考え方の基となっています。

(とだか としお)

農中総研のホームページ <https://www.nochuri.co.jp>

『農林金融』『金融市場』などの農林中金総合研究所の調査研究論文や『農林漁業金融統計』の最新の統計データが、ホームページからご覧になれます。

また、新着通知メールにご登録いただいた方には、最新のレポート掲載の都度、その内容を電子メールでお知らせするサービスを行っておりますので、是非ご活用ください。

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 農林中金総合研究所
FAX 03-3351-1159
Eメール hensyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。

農中総研 調査と情報 | 2022 年 11 月号 (第93号)

編集・発行 **農林中金総合研究所**

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-27-11

Tel.03-6362-7781 Fax.03-3351-1159

URL:<https://www.nochuri.co.jp>

E-mail:hensyu@nochuri.co.jp